

神奈川県とオイテル株式会社との連携と協力に関する基本協定書

神奈川県（以下「甲」という。）とオイテル株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、生理に関する女性の不安や負担の軽減とSDGsのジェンダー平等の実現に向けた機運を醸成することにより、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1） 県施設における生理用品の無料配布サービスの導入に関すること
- （2） 生理に係る実態調査に関すること
- （3） その他甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、協定期間の各年度において、当該年度ごとに協定（以下「年度協定」という。）を締結するほか、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密事項について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の3月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（疑義等の処理）

第6条 本協定若しくは年度協定に定めのない事項又は本協定若しくは年度協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月9日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都港区赤坂一丁目7番1号赤坂榎坂ビル11階

オイテル株式会社

代表取締役社長 CEO 小村 大一